

報告事項 2 令和5年度会費の賦課・徴収方法について

定款第7条の規定及び会費等に関する規程により、令和5年度の協会の活動に必要な会費を下記により徴収する。

1 ブランド推進事業関係会費

(定款第4条第1項第1号に規定するブランド推進事業関係会費)

総 額 7,600,000 円

(1) 賦課方法

京都府、JA連合会、JA及びその他連合会・会員にあっては、次の額をそれぞれ負担する。

京 都 府	3,000,000 円
J A 連 合 会	2,700,000 円
J A	1,500,000 円
その他連合会・会員	400,000 円

(2) 徴収方法

令和5年10月31日までに徴収する。

2 価格安定対策事業関係会費

(定款第4条第1項第2号に規定する価格安定事業関係会費)

総 額 13,272,000 円

(1) 賦課方法

京都府にあっては、特別運営費(5,772千円)及び会費の対象となる価格対策管理運営費(全体額7,500千円)の3分の1の額2,500千円を、市町村・JA連合会にあっては、会費の対象となる価格対策管理運営費の6分の1の額1,250千円を、JAにあっては、会費の対象となる価格対策管理運営費の3分の1の額2,500千円を、それぞれ負担する。

京 都 府	8,272,000 円
市 町 村	1,250,000 円
J A 連 合 会	1,250,000 円
J A	2,500,000 円

(2) 徴収方法

令和5年10月31日までに徴収する。

3 賛助会員会費

(定款第5条第1項第2号に規定する賛助会員の会費)

(1) 賦課方法

1団体当たり 20,000 円 以上

(2) 徴収方法

既加入団体には令和5年10月31日までに徴収し、新規加入団体には入会后速やかに徴収する。

参考

会費等に関する規程

別表1 ブランド推進事業関係会費

団 体 名	金 額
京都府	3,000,000円
農業協同組合連合会	2,700,000円
農業協同組合	1,500,000円
その他会員（8団体） （京都府森林組合連合会、京都府漁業協同組合、京都府信用漁業協同組合連合会、京都府酒造組合連合会、京都青果協会、京都府卸売市場連合会、京都府種苗協会、京都府漬物協同組合）	400,000円

別表2 価格安定対策事業関係会費

団 体 名	適 用
京都府	特別運営費 5,772,000円 価格安定対策管理運営費の3分の1の額 2,500,000円
市町村	価格安定対策管理運営費の6分の1の額 1,250,000円
農業協同組合連合会	価格安定対策管理運営費の6分の1の額 1,250,000円
農業協同組合	価格安定対策管理運営費の3分の1の額 2,500,000円

附 則

この規程は、令和4年6月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

「価格安定対策事業関係会費の記載方法を変更し、会費金額を追加記載」